

厚岸町規則第21号

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成14年厚岸町規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定によるものとする」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定によるものとする。」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第5号関係）

年 月 日

様

厚岸町長

重度心身障害者
医療費支給申請書【交付・再交付】通知書
ひとり親家庭等

年 月 日付はで申請されました重度心身障害者医療費支給申請書（交付・再交付）、ひとり親家庭等医療費（交付・再交付）申請については、別記重度心身障害者医療費支給申請書、ひとり親家庭等医療費支給申請書と併せて交付いたしますので通知します。

児童扶養手当法関係

- 1 この地方（以下「地方」といいます）において下欄にある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町長に対して児童扶養手当を請求することができます。
- 2 この地方については、上記1の児童扶養手当の請求、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内は、厚岸町を管轄する（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります）。地方の取消しの訴えを提起することとなります。なお、上記1の児童扶養手当をした場合は、地方の取消しの訴えは、その児童扶養手当に対する取消しを受ける取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することとなります。
- 3 たまたま、上記の期間が経過する前に、この地方（児童扶養手当をした場合は、その児童扶養手当に対する取消し）がなかった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、児童扶養手当を請求することや地方の取消しの訴えを提起することからできなくなります。なお、取消しを理由とする場合は、上記の期間が経過した地方（児童扶養手当をした場合は、その児童扶養手当に対する取消し）がなかった日の翌日から起算して1年を経過したにもかかわらず児童扶養手当を請求することや地方の取消しの訴えを提起することからできなくなる場合があります。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第10号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

厚岸町長 ④

重症心身障害者 医療費支給決定通知書
ひとり親家庭等

次のとおり重症心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費の支給額を決定しましたので通知します

記

- 1 決定支給額 金 円
- 2 支払年月日 年 月 日
- 3 支払方法 ☐ 郵便振込
☐ 窓口払い
(注) 窓口で受領の際は、捺印及び本通知書を持参ください。
(記 録 係)

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定(以下「処分」といいます。)について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

厚岸町長 ④

重症心身障害者 医療費支給音証交付申請却下通知書
ひとり親家庭等

年 月 日付けで申請ありました重症心身障害者医療費支給音証交付申請、ひとり親家庭等医療費支給音証交付申請については、次の理由により申請を却下しましたので通知します。

【理由】

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定(以下「処分」といいます。)について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。